

第2節 各論

第1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

(昭50.4.15 消防予第41号, 消防安第41号, 平27.2.26 消防予第80号, 平27.2.27 消防予第81号)

1 各項に共通する事項

- (1) 項の判定は, 防火対象物の使用実態, 社会通念, 規制目的等を考慮して決定すること。時間帯により使用実態が異なる場合は, 主として使用される実態によって決定すること。なお, 項ごとの使用実態を判断するにあたっては, 第1-6表を参考とすること。
- (2) 同一敷地内に複数の独立した防火対象物(以下「独立棟」という。)がある場合は, 原則として独立棟ごとの用途で項判定すること。ただし, 各用途の性格に応じ, 主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあつては, 主たる用途として取り扱うことができる。
- (3) 令第1条の2第2項後段に定める「管理についての権原, 利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められるもの」は, 次のアまたはイのいずれかに該当するものとする。

ア 令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物(以下「政令別表防火対象物」という。)の区分に応じ, 第1-1表(イ)欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分(これらに類するものを含む。以下「主用途部分」という。)で次の(ア)から(ウ)までに該当するもの。(主用途部分とは, 防火対象物各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり, 一般的に従属的な部分の面積より大きい部分をいう。)

- (ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が主用途部分の管理権原を有する者と同じであること。

「管理権原を有する者が同一」であるとは, 固定的な消防用設備等, 建築構造, 建築設備(電気, ガス, 給排水, 空調等)等の設置, 維持又は改修にあたって全般的に権限を行使できる者が同一であることをいう。

- (イ) 当該従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同じ, または密接な関係を有すること。

当該従属的な部分が主用途部分の勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもの又は主用途部分の利用者の利便を目的としたもので, おおむね次のa及びbに該当するものであること。

- a 従属的な部分は, 主たる用途に供される部分から通常利用に便なる形態を有していること。

- b 従属的な部分は、道路等から直接出入りする形態（非常口又は従業員専用出入口を除く。）を有しないものであること。
- (ウ) 当該従属的な部分と主用途部分の利用時間がほぼ同一であること。
主たる用途の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のための延長時間を含む。）とほぼ同一であること。（昭 50. 11. 5 消防安第 158 号）

第 1 - 1 表

区分	(イ)主たる用途に供される部分 (これらに類するものを含む)	(ロ)機能的に従属していると認められる部分 (これらに類するものを含む)
(1) 項イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、衣裳部屋、出演者控室、大道具・小道具室、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室	売店、食堂、喫茶店、専用駐車場、ラウンジ、展示室、ホール、プレイガイド、クローク、事務室 プロダクション又は観覧場の会議室
(1) 項ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場 (その他、上欄を準用)	売店、食堂、喫茶室、専用駐車場、図書室、遊戯室、クローク、遊技室、託児室、サロン、談話室、結婚式場、展示室、浴室、体育館、事務室
(2) 項イ	客室、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場、専用駐輪場、クローク、事務室
(2) 項ロ	客席、遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、客席、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部	売店、食堂、喫茶室、専用駐車場、専用駐輪場、談話室、クローク
(2) 項ハ	客席、客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	売店、託児室、専用駐車場、専用駐輪場、クローク
(2) 項ニ	客席、客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	売店、託児室、専用駐車場、専用駐輪場、クローク、シャワー室、喫茶室
(3) 項イ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	売店、専用駐車場、専用駐輪場、ロビー、結婚式場
(3) 項ロ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	売店、専用駐車場、専用駐輪場、結婚式場、託児室、会議室、
(4) 項	売店、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	催物場、喫茶室、専用駐車場、専用駐輪場、写真室、遊技室、結婚式場、美・理容室、診療室、集会室、貸衣裳室、キャッシュサービス、ビアガーデン、カルチャースクール
(5) 項イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、宴会場、結婚式場、バー、会議室、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、専用駐輪場、美・理容室、売店、プール、サウナ室、写真室、催物室、展望施設、喫茶室
(5) 項ロ	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、管理人室、物置	売店、専用駐車場、専用駐輪場、ロビー、面会室、娯楽室、体育施設、ケア施設
(6) 項イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、待合室、付添人控室、洗濯室、リネン室、図書室、臨床研究室、医師等当直室、技工室、受付	売店、食堂、専用駐車場、専用駐輪場、娯楽室、託児室、喫茶室、美・理容室、浴室、ティールーム
(6) 項ロ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室、事務室	売店、専用駐車場、専用駐輪場、喫茶室、美・理容室、ティールーム

区分	(イ)主たる用途に供される部分 (これらに類するものを含む)	(ロ)機能的に従属していると認められる部分 (これらに類するものを含む)
(6)項ハ	居室, 集会室, 機能訓練室, 面会室, 食堂, 厨房, 診療室, 作業室, 事務室	売店, 専用駐車場, 専用駐輪場, 喫茶室, 美・理容室, ティールーム
(6)項ニ	教室, 職員室, 遊技室, 休養室, 講堂, 厨房, 体育館, 図書室, 診療室	食堂, 売店, 音楽教室, 学習塾, 専用駐車場, 専用駐輪場
(7)項	教室, 職員室, 体育館, 講堂, 図書室, 会議室, 厨房, 研究室, クラブ室, 保健室	売店, 食堂, 喫茶室, 専用駐車場, 専用駐輪場, 談話室, 学童保育室, 運動施設, 学生会館の集会室, 同窓会・PTAの事務室, コミュニティスクール
(8)項	閲覧室, 展示室, 書庫, ロッカー室, ロビー, 工作室, 資料室, 研究室, 会議室, 休憩室, 映写室, 観賞室, 保管格納庫	売店, 食堂, 喫茶室, 専用駐車場, 専用駐輪場, 事務室
(9)項イ	脱衣場, 浴室, 休憩室, 体育室, 待合室, ロッカー室, マッサージ室, クリーニング室	売店, 食堂, 専用駐車場, 専用駐輪場, 喫茶室, 託児室, 娯楽室, 事務室
(9)項ロ	脱衣場, 浴室, 休憩室, クリーニング室	売店, 食堂, 専用駐車場, 専用駐輪場, 小規模な簡易サウナ, 娯楽室, コインランドリー, 事務室
(10)項	乗降場, 待合室, 運転指令所, 電力指令所, 仮眠室, 救護室, 手荷物取扱所, 一時預り所, ロッカー室	売店, 食堂, 旅行案内所, 喫茶室, 両替所, 専用駐車場, 専用駐輪場, 事務室
(11)項	本堂, 拝殿, 客殿, 礼拝堂, 社務所, 集会室, 聖堂	売店, 食堂, 専用駐車場, 専用駐輪場, 宴会場, 厨房, 結婚式場, 図書室, 研修室, 喫茶室, 宿泊室(旅館業法の適用のあるものを除く。)
(12)項イ	作業所, 設計室, 研究室, 事務室, 更衣室, 物品庫, 製品展示室, 会議室, 図書室, 見学者用施設	売店, 食堂, 専用駐車場, 専用駐輪場, 託児室, 診療所, 娯楽室, 浴室
(12)項ロ	撮影室, 舞台部, 録音室, 道具室, 衣装室, 休憩室, リハーサル室, ホール	売店, 食堂, 喫茶室, 専用駐車場, 専用駐輪場, 集会室, クローク, ラウンジ
(13)項イ	車庫, 車路, 修理場, 洗車場, 運転手控室	売店, 食堂, 管理室, 事務室, 専用駐車場, 専用駐輪場
(13)項ロ	格納庫, 修理場, 休憩室, 更衣室	食堂, 売店, 事務室, 専用駐車場, 専用駐輪場
(14)項	物品庫, 荷さばき室, 事務室, 休憩室, 作業室(商品保管に関する作業を行うもの)	売店, 食堂, 専用駐車場, 専用駐輪場, 展示室
(15)項	事務室, 休憩室, 会議室, ホール, 談話室, 控室, 教養室, 浴室, 視聴覚室, 物品庫(商品倉庫を含む), 研修所(教会, 体育室), 観覧席を有しない体育館(体育室, 更衣室, 控室, 浴室)	売店, 食堂, 喫茶室, 専用駐車場, 専用駐輪場, 診療室, 体育室, 理・美容室, 集会室, 映写室, 展示室, 展望施設, 娯楽室

※ (ア)から(ウ)までの何れかに該当しない部分を有するものは、複合用途防火対象物として取り扱うこと。

イ 主用途部分の床面積の合計(他の用途と共用される廊下, 階段, 通路, 便所, 管理室, 倉庫, 機械室等の部分の床面積は, 主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。)が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり, かつ, 当該主用途部分以外の独立した

用途に供される部分の床面積の合計が 300 m²未満である場合における当該独立した用途に供される部分（~~法令別表第1(2)項ニ~~、(5)項イ並びに(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分（以下この節において「(6)項ロ等」という。）を除く。）（平 27. 2. 27 消防予第 81 号）

なお、この場合、「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」として、(6)項ロ等と(6)項ロ等以外の部分が混在する場合にあっては、当該(6)項ロ等以外の部分のみを「従属的な部分を構成すると認められる部分」として取り扱うこと。

※ 共用される部分の床面積の按分は次によること。

- ① 各階の廊下，階段，エレベーターシャフト，ダクトスペース等の部分は，各階の用途の床面積に応じて按分すること。
- ② 防火対象物の広範に共用される機械室，電気室等は，共用される用途の床面積に応じて按分すること。
- ③ 防火対象物の玄関，ロビー等は，共用される用途の床面積に応じて按分すること。



※ 共用室（機械室）をそれぞれの用途の占有部分の面積に応じて按分すると、

事務所部分は、①+②=3,290m²の91%，飲食店部分は、①+②=3,290m²の9%

機械室（50m²）をその割合に応じて按分すると

事務所部分は、50m²×0.91=46m² ∴ 3,046m²（延べ面積の91%）

飲食店部分は、50m²×0.09=4m² ∴ 294m²

よって主たる用途である事務所部分が全体の90%以上であり、かつ、それ以外の独立した用途である飲食店部分の面積の合計が300m²未満であるため、この防火対象物は、全体を(15)項、事務所として取り扱う。ただし、1階飲食店部分においては、防災物品の使用、消火器、誘導灯の設置を指導すること。■

第1-2図 主たる用途に供される部分が90%以上ある場合の例

- (4) 令別表第1に掲げる防火対象物の用途は、各項のイ、ロ、ハ又はニの号ごとに判定するものであり、同一項内のイ、ロ、ハ又はニの用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うものであること。
- (5) 令別表第1において、従来、昭50.4.15消防予第41号、消防安第41号「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて」により、いわゆる「みなし従属用途」として取り扱っていたもののうち、「(6)項ロ等」は第2節各論第1、1、イを準用する。
- (6) 昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって判定すること。ただし、消防用設備等の設置については、それぞれの使用実態に適応したものとすよう指導すること。
- (7) 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、(1)から(5)までによるほか、次により取り扱うものであること。
- ア 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡以下の場合は、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。
- イ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合、または政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡を超える場合は、当該防火対象物は政令別表防火対象物または複合用途防火対象物に該当するものであること。
- ウ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。
- a 一般住宅部分は、前(3)、アで定める従属的な部分に含まれない。
- b 一般住宅と政令別表防火対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と政令別表防火対象物部分の床面積の合計とで用途を決定すること。

第1-3表

項目	例示	項
住宅 > 令別表項で 50 m ² 以下のもの	住宅 令	一般住宅
住宅 < 令別表項	令 住宅	令別表項
住宅 > 令別表項で 50 m ² を超えるもの	住宅 令	複合用途
住宅 ≡ 令別表項	住宅 令	複合用途

(8) 法第10条第1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）は、その利用形態により、令別表第1のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。

(9) 令別表第1に掲げる防火対象物の用途の決定にあたっては、令第8条に定める区画の有無を考慮しないものであること。

(10) 同一敷地内の一般住宅に付属する物置又は車庫は、令別表第1に掲げる防火対象物には該当しないこと。

2 複合用途防火対象物（第2節各論第1, 1, (5)を除く）

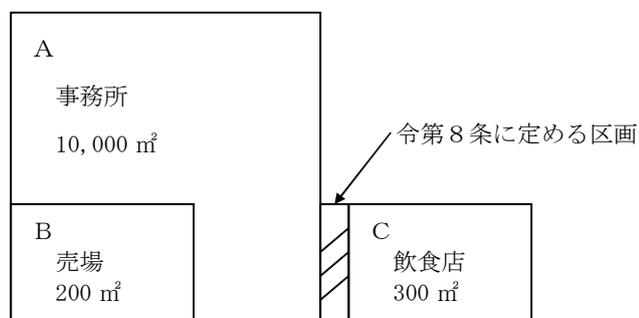
(1) 前1, (3)又は(7)により、令別表第1(16)項に掲げる防火対象物となるもののうち、次のア及びイに該当するものは、令別表第1の(1)項, (2)項イ, ロ及びハ, (3)項, (4)項, (6)項イ(4), ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものを除く。）及びニ並びに(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下「特定用途部分」という。）が存するものであっても、同表(16)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものであること。この場合、当該特定用途部分は、消防用設備等の設置にあたって主用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱う。

ア 特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ床面積の10%未満であること。

イ 特定用途部分の床面積の合計が、300m²未満であること。

(昭52.1.6 消防予第3号)

- (2) 令第8条に規定する開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置にあたって、それぞれ区画された部分ごとに前1、(3)、イ及び前(1)を適用するものであること。



全体の防火対象物としては、令別表第1(16)項イとなる。ただし、消防用設備等の設置にあたって(A+B)部分は、令別表第1(15)項(B部分は、A部分の従属的な部分と認められる)の防火対象物として、C部分は同表(3)項ロとして取り扱う。

第1-4図

3 仮設建築物

仮設建築物はそれぞれの用途別の項に含まれるものであること。

(昭35.7.27 自消甲予発第1号)

4 休業中の防火対象物

休業中の防火対象物については、法第17条及び法第17条の3の3の適用は受けないものであること。

5 危険物の貯蔵所等

法第10条第1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、政令別表第1のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。

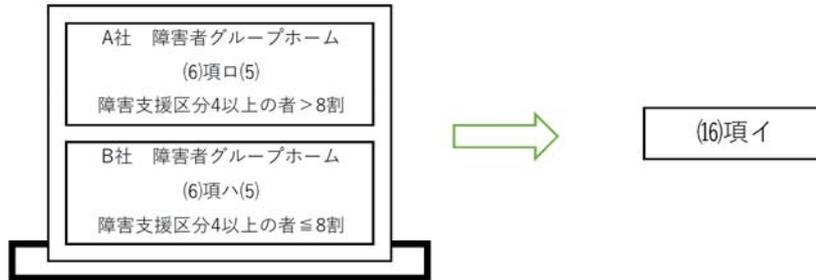
6 区分単位

一の防火対象物に複数の同一業態の政令別表第1(6)項ロ又はハに掲げる防火対象物が存する場合で、令別表第1(6)項ロに規定する「主として」の判定が、入居若しくは入所又は宿泊する者の特性によりいずれにも用途区分の判定ができるものは、単に施設名称又は当該用途が存する階が異なる等の外的要素のみでなく、防火対象物の各部分について、それぞれの運営主体、事業形態及びサービスの提供の実態等から区分できる単位(以下「区分単位」という。)により、用途区分の判定を行うものであること。

(第1-5図参照)(平27.2.26 消防予第80号)

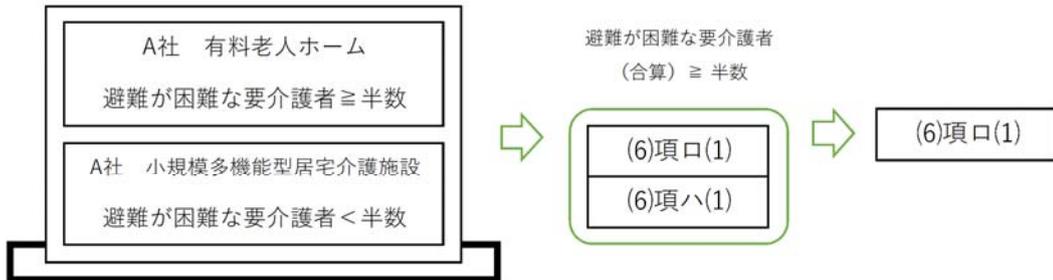
例 1

第 1 - 5 図



◎ A社、B社の運営主体が別であるため、区分単位ごとに「主として」を判定する。

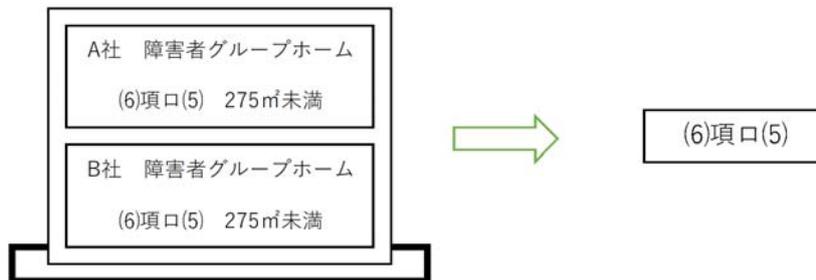
例 2



◎ 運営主体が同一で、かつ、サービスの提供の実態、共用部分や共用施設が同じなどの理由により、「主として」を区分単位ごとに適用できないため、(6)項口(1)と用途判定する。

例 3

○ 「介助がなければ避難できない者」の区分単位によるスプリンクラー設備設置単位



◎ A社とB社が区分単位ごとに判定できない場合で、かつ、A社とB社の床面積の合計が275㎡以上である場合は、スプリンクラー設備の設置を要する。

◎ A社とB社が区分単位ごとに判定できる場合で、かつ、A社とB社の床面積がそれぞれ275㎡未満であり、かつ、避難が困難な障害者等を主として入所させるもの以外のものである場合は、いずれも、スプリンクラー設備の設置を要さない。

第1-6表 令別表第1の定義等

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(1) 項イ	劇場 映画館 演芸場 観覧場	<p>1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を観賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p> <p>2 映画館とは、主として映画を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p> <p>3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を観賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p> <p>4 観覧場とは、スポーツ、見せ物等を観賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p>	<p>客席を有する各種スポーツ施設</p> <p>(野球場 相撲場 競馬場 競輪場 体育館等)</p> <p>音楽堂 寄席 サーカス</p>	<p>1 客席には、いす席、座り席、立ち席が含まれるものであること。</p> <p>2 小規模な選手控室のみを有する体育館及び事務所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項として扱わない。</p>
(1) 項ロ	公会堂 集会場	<p>公会堂、集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興業的なものを観賞し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設をいう。</p>	<p>貸ホール、貸講堂、公民館、町内会集会場、市民会館、福祉会館、結婚式場</p>	<p>(1)項イの備考に同じ</p> <p>興行的なものとは、反復継続して月5日以上使用するものをいう。</p> <p>※公園等に設置してある雨よけ等は、15項で扱う(オリオンスクエア別棟)</p>
(2) 項イ	キャバレー カフェー ナイトクラブ その他これらに類するもの	<p>1 キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。</p> <p>2 カフェーとは、主として洋式の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。</p> <p>3 ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食をさせる施設をいう。</p>	<p>バー サロン クラブ ホストクラブ</p>	<p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第1項第1号から第3号までの適用を受ける「風俗営業」に該当するもの又は、これと同様の形態を有するものをいう。</p> <p>2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)で定める洋式の設備は次によることとしている。</p> <p>(1) キャバレー又はナイトクラブの客席の面積は66㎡以上であり、キャバレー又はナイトクラブの踊場の有効面積は客席のおおむね5分の1以上であること。</p> <p>(2) カフェーの客席は16.5㎡以上であること</p>
(2) 項ロ	遊技場 ダンスホール	<p>1 遊技場とは、設備を設けて、客に遊技又は競技をさせる施設をいう。</p> <p>2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。</p>	<p>ボーリング場、パチンコ店、碁会所、マージャン店、ディスコ、ビリヤード場、ゲームセンター、ダンス教室所、他の遊戯施設を併設するパッティングセンター</p>	<p>1 遊技場で行う競技は、娯楽性のある競技であること。</p> <p>2 飲食を主とするものは(3)項ロとして扱う。</p> <p>3 主としてスポーツ的要素の強いテニス・ラケットボール場、ジャズダンス・エアロビクス教室等は、(15)項として取扱う。</p>
(2) 項ハ	風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗((1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他	<p>1 性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のことをいい、店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業をいう。</p> <p>2 店舗型性風俗特殊営業とは、次の(1)、(2)に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業(風営法第2条第6項第2号に規定するもの)</p>	<p>ファッションヘルス 性感マッサージ 個室マッサージ イメージクラブ SMクラブ</p>	<p>1 店舗型性風俗関連特殊営業のうち、ソーブランド((9)項イ)、ストリップ劇場((1)項イ)、アダルトショップ((4)項)等、既に令別表第1(1)項から(14)項までに掲げる各用途に分類されているものについては、令別表第1(2)項ハとして取り扱わない。</p> <p>2 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、当該防火対象物が令別表第一(2)項</p>

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(2) 項 ハ	他これに類するものとして総務省令で定めるもの	<p>(2) 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和23年法第137号）第1条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）として、次のアからウまでに掲げる風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「風営令」という。）で定めるものを経営する営業（風営法第2条第6項第3号に規定するもの）</p> <p>ア ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第1号に規定するもの）</p> <p>イ のぞき劇場その他個室を設け、当該個室の隣室又はこれに類する施設において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第2号に規定するもの）</p> <p>ウ ア又はイに掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として風営令で定める次のもの（風営法第2条第6項第6号に規定するもの）店舗を設けて、もっぱら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見てした面会の申込みを当該異性に引き次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業（当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるものを除き、同項第1号又は第2号に該当するものを除く。）</p> <p>3 その他これに類するものとして総務省令で定めるものは、次の(1)、(2)に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗</p> <p>(2) 個室を設け、当該個室において異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗</p>	<p>ヌードスタジオ</p> <p>のぞき劇場</p> <p>出会い系喫茶</p> <p>セリクラ</p> <p>同性の客に役務提供するファッションヘルス等</p>	<p>ハに該当するための要件は、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とするものではない。</p>

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(2) 項 ニ	カラオケボックス その他遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる役務を営む店舗で総務省令で定めるもの	1 カラオケボックスとは、カラオケのための設備を客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。 2 その他遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる役務を営む店舗で総務省令で定めるものとは次の(1)から(3)に掲げるものであること。 (1) 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務 (2) 店舗型電話異性紹介営業を営む店舗（風営法第2条第9項に規定するもの）店舗型電話異性紹介営業とは、店舗を設けて、もっぱら、面識のない異性との一時的の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申し込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。 (3) 客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第1号）	カラオケボックス インターネットカフェ 漫画喫茶 複合カフェ テレフォンクラブ 個室ビデオ	1 一の防火対象物に、複数のカラオケ等を行うための個室を有するものをいい、一の防火対象物に当該個室が一しかないものは含まれないこと。 2 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、本項に該当するための要件は、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とするものではないこと。
(3) 項 イ	待合 料理店 その他これらに類するもの	1 待合とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し又はあっせんして客に遊興させる施設をいう。 2 料理店とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。	料亭 割烹 茶屋	一般的に風営法第2条第1項第2号の適用を受け「風俗営業」に該当するもの又はこれと同様の形態を有するものをいう。
(3) 項 ロ	飲食店	飲食店とは客席において客にもっぱら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。	喫茶店、スナック、ドライブイン、ビアホール、ライブハウス、スタンドバー ※宅配専門ピザ店等は12項イ、店頭で受渡を行うものは4項として扱う。	1 風営法第33条の適用を受ける「深夜においても酒類提供飲食店営業」についても、本項として取扱う。 2 ライブハウスとは、客席（すべての席を立見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。
(4) 項	百貨店 マーケット 物品販売業	1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。	食品、衣料等の販売、家電量販店等の小売店舗 店頭において販売行為を行う問屋 卸売専門店 スーパーマーケット コンビニエンスストア 画廊 ガソリンスタンド	1 卸売問屋は本項として取扱う。 2 レンタルショップは本項として取扱う。 3 店頭で物品の受渡しを行わないものは物品販売店舗には含まれないものであること。

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(4) 項	展示場	2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の人に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。	自動車展示販売店 展示を目的とする産業会館 博覧会場	4 展示室（ショールーム）のうち次の全てに該当する場合は(15)項又は主の用途の従属部分として取扱う。 (1) 特定の企業の施設であり、当該企業の製品のみ展示陳列するもの (2) 販売を主目的としたものではなく、宣伝行為の一部として展示陳列するもの (3) 不特定多数の者の出入りが極めて少ないもの
(5) 項イ	旅館 ホテル 宿泊所 その他これらに類するもの	1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のをいう。 2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のをいう。 3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多数で共用するように設けられているものをいう。	保養所 ユースホステル ロッジ モーテル 簡易宿泊所 レンタルルーム 青年の家	1 旅館業法の適用がある施設は本項に該当するものであること。 2 特定の人を宿泊させる施設でも、旅館業法（昭和23年法律第138号）の適用があるものは、本項で取扱う。 3 トレーラーハウスを宿泊施設として賃貸するものは、本項で取扱う。 4 その他これに類するものに該当するか否かは、次の(1)から(5)までに掲げる条件を勘案し、実際に宿泊が可能かどうかにより判定する。 (1) 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。 (2) ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に利用できる設備、器具等があること。 (3) 深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設にいること。 (4) 施設利用に対して料金を徴収していること。 (5) 寺院の宿坊等であって不特定多数の者が利用しており、かつ、当該用途部分の独立性が強く、専らその用に供されている場合は、(5)項イとして取り扱うべき場合もあること。 5 事業所専用の研修所で事業所の従業員を対象とした研修に使用する目的で宿泊させる施設は宿泊所に含まれないものであること。
(5) 項ロ	寄宿舎 下宿 共同住宅	1 寄宿舎とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わない。 2 下宿とは、1か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。 3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの（構造上の共用部分を有するもの）をいう。	マンション アパート 社員寮 研修所の宿泊施設 母子寮 シニアリブイン シルバーマンション※ 高優賃共同住宅※	1 長屋は一般住宅として取り扱う。 2 1階が長屋で2階が共同住宅のものは棟全体を本項として取り扱う。 3 高齢者に対する住環境を整備し、高齢者の入居を対象としたシルバーマンション及び高齢者向け優良賃貸（高優賃）共同住宅は、(5)項ロに該当するものであるが、介護の提供を条件に入居させるものは、高齢者福祉施設として(6)項ロ又はハとして取り扱う。 なお、有料老人ホームに該当するもので要介護状態区分が3以上の者が施設全体の定員の半数以上の場合、(6)項ロ(1)として取り扱い、半数未満の場合、(6)項ハ(1)として取り扱う。

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項イ	病院 診療所 助産所	<p>1 (6)項イ(1)に掲げる防火対象物とは、次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。）をいう。</p> <p>(1) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。2(1)において同じ。）を有すること。</p> <p>(2) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般床を有すること。</p> <p>2 (6)項イ(2)に掲げる防火対象物とは、次のいずれにも該当する診療所をいう。</p> <p>(1) 診療科名中に特定診療科名を有すること。</p> <p>(2) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。</p> <p>3 (6)項イ(3)に掲げる防火対象物とは、病院（(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所をいう。</p> <p>4 (6)項イ(4)に掲げる防火対象物とは、患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所をいう。</p>	<p>医院 クリニック 介護医療院</p>	<p>1 病院とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって患者20人以上の入院施設を有するものをいう。</p> <p>2 診療所とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。</p> <p>3 助産所とは、助産婦が公衆又は特定多数人のため助産業務（病院又は診療所で行うものを除く。）を行う場所であって、妊婦又はじょく婦の収容施設を有しないもの又は9人以下の入院施設を有するものをいう。</p> <p>4 「火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するもの」とは、次のいずれにも該当する体制を有する病院をいう。</p> <p>なお、ここでいう「体制」とは、(1)による職員の総数の要件及び(2)による宿直勤務者を除いた職員数の要件の両方を満たす体制（例：病床数が60の場合、職員の総数が5人以上であり、かつ、当該職員のうち宿直勤務者を除いた職員数が2人以上である体制）をいうものであること。</p> <p>(1) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数、病床数が26床以下のときは2、26床を超えるときは2に13床までを増すごとに1を加えた数を常時下回らない体制</p> <p>(2) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員（宿直勤務を行わせる者を除く。）の数、病床数が60床以下のときは2、60床を超えるときは2に60床までを増すごとに、2を加えた数を常時下回らない体制</p> <p>(1)の「職員の数」とは、一日の中で、最も職員が少ない時間帯に勤務している職員（宿直勤務者を含む。）の総数を基準とするものであること。なお、職員数は原則として棟単位で算定を行うこと。</p> <p>(1)及び(2)の「その他の職員」とは、歯科医師、助産師、薬剤師、准看護師その他病院に勤務する職員をいうこと。なお、原則として、委託により警備に従事させる警備員は含まないが、病院に常駐しており、防火対象物の構造及び消防用設備等の位置を把握し、火災時に適切に対応が可能な者は、この</p>

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項イ				<p>限りではないこと。</p> <p>(1)の「病床数」とは、医療法第7条に規定する病床数（以下「許可病床数」という。）をいうこと。</p> <p>(2)の「宿直勤務を行わせる者」とは、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第23条に規定する「宿直の勤務で断続的な業務」を行う者をいい、通常の勤務の終了後において、勤務の継続に当たらない軽度又は短時間の業務を行うために勤務し、当該勤務中に仮眠等の就寝を伴うことを認められた職員をいうこと。</p> <p>5 特定診療科名は、次に掲げるもの以外のものであること。</p> <p>(1) 肛門外科，乳腺外科，形成外科，美容外科，小児科，皮膚科，泌尿器科，産婦人科，眼科，耳鼻いんこう科，産科，婦人科</p> <p>(2) (1)に掲げる診療科名と医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称</p> <p>(3) 歯科</p> <p>(4) 歯科と医療法施行令第3条の2第1項第2号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせた名称特定診療科名（内科，整形外科等）以外の診療科名については，13診療科名（肛門外科，乳腺外科，形成外科，美容外科，小児科，皮膚科，泌尿器科，産婦人科，眼科，耳鼻いんこう科，産科，婦人科及び歯科）のほか，13診療科名と医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称も該当すること。</p> <p>（組み合わせた名称の例：小児眼科，歯科口腔外科，女性美容外科）。</p> <p>ただし，医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)に掲げる事項（身体や臓器の名称）については，外科のうち肛門及び乳腺のみが，同号ハ(3)に掲げる事項（診療方法の名称）については，外科のうち形成及び美容のみが，それぞれ該当することとしたものであり，同号ハ(1)及び(3)に掲げる事項でこれら以外のものと肛門外科，乳腺外科，形成外科又は美容外科が組み合わせられたものは，複数の診療科名（例：大腸・肛門外科であれば，大腸外科及び肛門外科に該当する。）として取り扱うこと。</p> <p>なお，2以上の診療科名を標榜する病院又は有床診療所であって，特定診療科名とそれ以外の診療科名の両方が混在するものは，全体として</p>

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項イ				<p>特定診療科名を有する病院又は有床診療所として取り扱うこと。</p> <p>6 療養病床とは、精神病床、感染症病床及び結核病床以外の病床であって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのものをいう。</p> <p>7 一般病床とは、精神病床、感染症病床、結核病床及び療養病床以外のものをいう。</p> <p>8 (6)項イ(2)に規定する「4人以上の患者を入院させるための施設」とは、許可病床数が4以上であるものをいうこと。ただし、許可病床数が4以上であっても、1日平均入院患者数（1年間の入院患者のべ数を同期間の診療実日数で除した値をいう。）が1未満のものにあつては「4人以上の患者を入院させるための施設を有する」に該当しないものとして取り扱って差し支えないこと。</p> <p>9 診療科名、許可病床数、1日平均入院患者数及び病床種別（一般、療養、精神、結核又は感染症）の確認については、医療機能情報提供制度（以下「医療情報ネット」という。）が活用できること。</p> <p>10 介護医療院とは、介護保険法第8条第29項に規定する要介護者であつて、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>なお、介護医療院が(6)項イ(1)から(3)までのいずれかに区分されるかについては、次により判断すること。</p> <p>(1) 介護医療院は、要介護者であつて、主として長期にわたり療養が必要である者の入所を想定していることから(6)項イ(1) i 及び(6)項イ(2) i に規定する特定診療科名を有するものとして取り扱うこと。</p> <p>(2) 介護医療院の療養床（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第3条第1号に規定するものをいう。）は、(6)項イ(1) ii に規定する療養病床として取り扱うこと。</p> <p>(3) 介護医療院が存する(6)項イに掲げる防火対象物において、20人以上の患者（介護医療院の入所者を含む。以下この表において同じ。）を入院（介護医療院にあつては入所という。以下同じ。）させるための施設を有する場合は病院として、19人以下の患者を入院させるための施設</p>

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項イ				<p>を有する場合は診療所として取り扱うこと。</p> <p>なお、この場合において、運営主体、事業形態及び医療の提供の実態等から区分できる単位ごとに介護医療院並びに病院及び診療所における入院させるための施設数を合算して判断すること。</p> <p>11 あん摩、マッサージ、はり、きゅう等の施設については、(15)項として取り扱うこと。</p> <p>12 保健所は、(15)項として取り扱うこと。</p>
(6) 項ロ	<p>老人短期入所施設</p> <p>養護老人ホーム</p> <p>特別養護老人ホーム</p> <p>軽費老人ホーム(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要介護者」という。)を主として入居させるものに限る。)</p> <p>有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)</p>	<p>1 老人短期入所施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったものを短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難なものを入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>3 特別養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるため介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難であるものを入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p> <p>4 軽費老人ホームとは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設(老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホームを除く。)をいう。</p> <p>5 有料老人ホームとは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活に必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものを供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。)をする事業</p>		<p>1 「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」とは、要介護状態区分が3以上の者の割合が施設全体の定員の半数以上のものをいう。</p> <p>また、介護居室の定員を超えて、一般居室に要介護状態区分が3以上の者が入居している施設については、要介護状態区分が3以上の者が、施設全体の定員の半数以上の場合に本項として取り扱う。</p> <p>2 施設全体の定員を定めているが、介護居室の定員を定めていないものについては、要介護状態区分が3以上の者の割合が、施設全体の定員の半数以上の場合に本項として取り扱う。</p> <p>3 サービス付き高齢者向け住宅その他高齢者を住まわせることを目的としたマンション等で、食事の提供等により有料老人ホームに該当するもので、要介護状態区分が3以上の者が施設全体の定員の半数以上の場合に本項として取り扱う。</p> <p>4 「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」については、次の(1)又は(2)の条件に該当することを判断の目安とすること。</p> <p>(1) 実態として複数の要介護者を随時又は継続的に施設に宿泊させるサービスを提供するなど、宿泊サービスの提供が常態化していること。</p> <p>(2) 当該施設の宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の割合が、当該施設の宿泊サービス利用者全体の半数以上であること。</p> <p>5 入所若しくは入居又は宿泊の状況について、利用者が比較的短期間に入れ替わる等の事情により用途が定まらない場合には、施設の定常的な状態として、3か月程度以上の一定期間の実績による平均的な状況を判断の目安とすること。</p>

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項ロ	介護老人保健施設	<p>を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。</p> <p>6 介護老人保健施設とは、要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。</p>		6 複合型サービスとは、介護保険法施行規則第17条の12に規定される、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組み合わせにより提供されるサービス（看護小規模多機能居宅介護）をいう。
	老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設	<p>7 老人短期入所事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p>	ショートステイ	
	老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）	<p>8 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設とは、心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行う施設をいう。</p>	小規模多機能ホーム	
	老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設	<p>9 認知症対応型老人共同生活支援事業を行う施設とは、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づいて認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う施設をいう。</p>	認知症高齢者グループホーム	
	その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	<p>10 避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イに掲げるものを除く。）をいう。</p>	お泊りデイサービス	
	救護施設	<p>11 救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。</p>		
	乳児院	<p>12 乳児院とは、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p>		

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
	障害児入所施設	<p>13 障害児入所施設とは、次に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、当該各号に定める支援を行うことを目的とする施設とする。</p> <p>(1) 福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与</p> <p>(2) 医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、自立自活に必要な知識技能の付与及び治療</p>		
(6) 項ロ	<p>障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であって、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者等」という。))を主として入所させるものに限る。)</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第17項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。)</p>	<p>14 障害者支援施設とは、障害者に、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。</p> <p>※総務省令で定める区分とは、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号)第1条第5号から第7号までに掲げる区分をいう。</p> <p>15 短期入所を行う施設とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。</p> <p>16 共同生活援助を行う施設とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設をいう。</p>		<p>7 「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」とは、障害支援区分が4以上の者がおおむね8割を超えるものをいう。</p> <p>なお、障害支援区分認定を受けていない者については、障害支援区分の認定基準を参考としながら福祉部局と連携の上、障害に伴う必要な支援の度合を適切に判断する。</p> <p>8 共同生活援助のサテライト型住居(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第210条第2項に規定するサテライト型住居をいう。)については、(5)項ロとして取り扱う。</p>

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項ハ	老人デイサービスセンター	1 老人デイサービスセンターとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上的の障害があるため日常生活を営むのに支障があるもの等（養護者を含む。）を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう。		1 「ロ(1)に掲げるものを除く。」とは、要介護状態区分が3以上の者の割合が施設全体の定員の半数未満のものをいう。 また、介護居室の定員を超えて、一般居室に要介護状態区分3が以上の者が入居している施設については、要介護状態区分が3以上の者が、施設全体の定員の半数未満のものをいう。
	軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)	2 軽費老人ホームとは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホームを除く。）をいう。		
	老人福祉センター	3 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。		
	老人介護支援センター	4 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。		
	有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)	5 有料老人ホームとは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の生活上に必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与する場合及び将来において供与することを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。		
	老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設	6 老人デイサービス事業を行う施設とは、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センターその他の施設に通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上若しくは精神上的の障害があつて日常生活を営むのに支障がある65歳以上の者又はその養護者に必要な支援を行う施設をいう。		
	老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能	7 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設とは、心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、		

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項ハ	型居宅介護事業を行う施設 (ロ(1)に掲げるものを除く。) その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行う施設をいう。 8 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設(6)項イ及びロに掲げるものを除く。)		
	更生施設	9 更生施設とは、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。		
	助産施設	10 助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。	地域小規模児童養護施設	2 小規模なグループによる養育を行うために乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設における本体施設の敷地外に存する分園として運営される分園型小規模グループケアについては、本体施設と同じ用途として取り扱う。 3 小規模住居型児童養育事業については、養育者の住居等において養育を行う事業であることから、(5)項ロとして取り扱う。ただし、専ら乳幼児の養育を常態とする場合は、(6)項ロ又はハとして取り扱う。
	保育所	11 保育所とは、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設(利用定員が20人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。)をいう。		
	幼保連携型認定こども園	12 幼保連携型認定こども園とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の幼児に対する教育及びに保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設をいう。		
	児童養護施設	13 児童養護施設とは、保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。		
児童自立支援施設	14 児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。			
児童家庭支援センター	15 児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行			

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項 八	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う施設</p> <p>児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設</p> <p>その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p>	<p>うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>16 一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。）その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。</p> <p>17 家庭的保育事業とは、家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児について、家庭的保育者（保育士その他厚生労働省令で定める者）の居宅その他の場所（当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。</p> <p>18 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設（(6)項口に掲げるものを除く。）をいう。</p>	<p>児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設</p>	
	<p>児童発達支援センター</p> <p>児童心理治療施設</p>	<p>19 児童発達支援センターとは、次に掲げる区分に応じ、障害児を日々保護者の下から通わせて、当該各号に定める支援を提供することを目的とする施設をいう。</p> <p>(1) 福祉型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練</p> <p>(2) 医療型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療</p> <p>20 児童心理治療施設とは、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p>		<p>4 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する</p>

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
	<p>児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う施設（児童発達支援センターを除く。）</p> <p>児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）</p>	<p>21 児童発達支援を行う施設とは、障害児につき、施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。</p> <p>22 放課後等デイサービスを行う施設とは、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児について、授業の終了後又は休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設をいう。</p>		
(6) 項 ハ	<p>身体障害者福祉センター</p> <p>障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）</p> <p>地域活動支援センター</p> <p>福祉ホーム</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護を行う施設</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所を行う施設</p>	<p>23 身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。</p> <p>24 障害者支援施設とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。</p> <p>25 地域活動支援センターとは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。</p> <p>26 福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。</p> <p>27 生活介護を行う施設とは、主として昼間に入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他日常生活上必要な支援並びに創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う施設をいう。</p> <p>28 短期入所を行う施設とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう</p>		<p>5 「ロ(5)に掲げるものを除く。」とは障害支援区分が4以上の者がおおむね8割以下のものをいう。</p>

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項ハ	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項に規定する自立訓練を行う施設	29 自立訓練を行う施設とは、障害者につき自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。		
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項に規定する就労移行支援を行う施設	30 就労移行支援を行う施設とは、就労を希望する障害者につき、一定の期間生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。		
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設	31 就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。		
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)	32 共同生活援助を行う施設とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う施設をいう。		

有料老人ホームに係る介護居室の定員の割合については、次のとおりとすること。

- (1) 老人福祉法第29条に基づく届出がなされている場合、当該届出書類の写しを提示させて、介護居室の定員の割合を確認すること。
- (2) 老人福祉法第29条に基づく届出がなされていない場合
 - ア 届出の意思がある場合は届出を予定している介護居室定員及び施設全体の入居者定員の状況に関する資料の提出を求め、介護居室の定員の割合を確認すること。
 - イ 届出の意思がない場合は、「身体上又は精神上の理由により自ら避難することが困難な入居者の定員」に関する資料の提出を求め、介護居室の定員の割合を確認すること。

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項 二	幼稚園 特別支援学校	1 幼稚園とは、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。 2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。		幼稚園とは地方公共団体の許可にかかわらず、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設で足りるものであること。
(7) 項	小学校 中学校 高等学校 中等教育校 高等専門学校 大学 専修学校 各種学校 その他これらに類するもの	1 小学校とは、心身の発達に応じて初等教育を施すことを目的とする学校をいう。 2 中学校とは、小学校教育の基礎の上に心身の発達に応じて中等教育を施すことを目的とする学校をいう。 3 高等学校とは、中学校教育の基礎の上に心身の発達に応じて高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。 4 中等教育学校とは、小学校教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。 5 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。 6 大学とは、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。 7 専修学校とは、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。 8 各種学校とは、前1から6までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう。 9 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。	消防学校 警察学校 理容学校 美容学校 学習塾 外国語学校 洋裁学校 料理学校 タイピスト学校 コンピューター学校 経理学校 看護学校 予備校等	1 学校の体育館、講堂（観覧施設のないものに限る。）及び図書館は本項として取扱う。 2 各種学校等の認可（学校教育法第83条）を得ていないものは、当該用途部分の床面積の合計が115.7㎡以上のものを本項として取扱い、それ未満の一般算盤塾、学習塾及び研修所等は(15)項として取扱う。 3 学校内において、放課後に親が帰宅するまでの間、児童・生徒を預かる施設で管理権原が学校主体であるものは本項として取り扱い、学校の敷地内外を問わず、放課後に親が帰宅するまでの間、児童・生徒を預かる施設で管理権原が学校主体以外であるものは、(15)項として取り扱う。（平18.6.1）
(8) 項	図書館 博物館 美術館 その他これらに類するもの	1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し保存して一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。 2 博物館及び美術館とは、歴史、美術、民族、産業、自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、展示して教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する施設をいう。	郷土館 記念館 文学館 点字図書館	

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(9) 項イ	蒸気浴場 熱気浴場 その他これらに類するもの	1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。 2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。 3 その他これらに類するものとして、個室付浴場を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものを含む。	ソープランド ロマン風呂 サウナ風呂 岩盤浴場 陶板浴場	公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。
(9) 項ロ	公衆浴場	(9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。	銭湯	主として本項の公衆浴場として使用し、一部に熱気浴場のあるものは、全体を本項として取扱う。
(10) 項	車両の停車場 船舶、航空機の発着場	1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎（プラットホームを含む。）、バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。 2 船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着する埠頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。	宇都宮線及び東北本線 雀宮駅 岡本駅 日光線 鶴田駅 東武宇都宮線 南宇都宮駅 江曾島駅 西川田駅	1 駅コンコース内の売店等は、物置等と同じ扱いで増床の扱いとはならない場合があるため、出店計画の相談の際には、建築行政庁に確認すること。 2 JR宇都宮駅、東武宇都宮駅については商業施設等と同一棟であるため(16)項イとして取り扱うこと。
(11) 項	神社 寺院 教会 その他これらに類するもの	神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。		1 一般的に、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に定める宗教団体の施設が該当する。 2 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。 3 礼拝堂、聖堂は、規模形態にかかわらず本項に該当する。
(12) 項イ	工場 作業所	1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところで、その機械化が比較的高いものをいう。 2 作業所とは、物の製造又は加工を主として行うところで、その機械化が比較的低いものをいう。	製造所、授産施設、 給食センター（学校と敷地を異にするもの）、 宅配専門ピザ店、 自動車修理工場	運送会社等の中継施設（荷捌きを含む。）については、(15)項として取り扱う。
(12) 項ロ	映画スタジオ テレビスタジオ	映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具、小道具でセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープを制作する施設をいう。		
(13) 項イ	自動車車庫 駐車場	1 自動車車庫とは、自動車を運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。 2 駐車場とは、自動車を駐車（客待ち、荷待ち、貨物の積み下ろし、故障その他の理由により継続的に停車）させる施設をいう。	ゴルフカート格納庫 モータープール オートバイ駐輪場 昇降ピット式駐車装置	駐輪場のうち、自転車のみを保管する部分については(15)項として取り扱い、オートバイを保管する部分については本項として取り扱う。事業所の従属的な部分とみなされる駐車場、及び自動車車庫は、本項に含まれないこと。
(13) 項ロ	飛行機、 回転翼航空機 の格納庫	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。		
(14) 項	倉庫	倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。	堆肥舎 カントリーエレベーター ジェットスキー保管庫	管理が同一の事務所があつて、倉庫部分が延面積の2分の1以上を占める場合は、全体で倉庫であること。

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(15) 項	その他の事業所	その他の事業所とは、(1)から(14)項までに掲げる防火対象物以外のものをいう。	官公署（地域コミセン等は除く）、保健所、車検場、ごみ処理場、郵便局、電報電話局、採血センター、事務所、研修所、銀行、スポーツ施設、体育館、火葬場、納骨堂、モデル住宅、レンタルルーム、接骨院、はり灸院、動物病院、電車車庫、駐輪場、発電所、変電所、動物園、畜舎、温室、集配センター、荷捌き場、卸売市場、オークション会場、写真館、理・美容室、クリーニング店（取り次ぎ店）、職業訓練施設、自動車教習所、ゴルフ練習場、ミニゴルフ場、クラブハウス、新聞社、新聞販売所、ラジオスタジオ、エステ（風営法等の規制を受けないもの）	<ol style="list-style-type: none"> 1 スポーツ施設で観覧席（小規模な選手控室を除く。）を有しないものにあつては、本項として取り扱う。 2 (2)項ハ、(3)項ロ、(5)項イに該当しないレンタルルームは本項として取り扱う。 3 住宅は本項に含まないこと。 4 電車車庫のうち、車両の保管以外に車両の点検及び整備を伴うものは、(12)項イとして取り扱う。 5 卸売市場法に規定する卸売市場は本項に該当する。小売部門を併設しているものを除く。一般の卸売市場で、小売販売をしない、一般消費者を対象としないせり売り、入札を主体とした市場は本項に該当する。 6 特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展示陳列する防火対象物（ショーウインドー的な利用形態であるショールーム、PRセンター等）は本項に該当するものであること。
(16) 項イ	複合用途	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの。		令別表第1中同一の項の中でイ、ロ又はハに分類された防火対象物の用途に供されるものが同一の防火対象物に存するものにあつては(16)項として取り扱う。
(16) 項ロ	複合用途	(16)項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物をいう。		<ol style="list-style-type: none"> 1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものとして取り扱う。 2 地下街の同一階層の地下鉄道部分（出札室、事務室等）は、地下街に含まれないものであること。
(16) の 2 項	地下街	地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。		<ol style="list-style-type: none"> 1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じる駐車場は、地下街に含まれるものであること。 2 地下街の地下道は店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離20m（20m未満の場合は当該距離）以内の部分の床面積に算入するものであること。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備がある場合は、当該特定防火設備の部分までとする。
(16) の 3 項	準地下街	建築物の地階（(16)の2項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）		「消防法施行令の一部を改正する政令及び施行規則の一部を改正する省令の運用について」（昭56.6.20消防予第133号）第1.1を参照すること。

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(17) 項	文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民族文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物	<p>1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上、価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものの。</p> <p>2 重要有形民族文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民族芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移のため欠くことのできないもののうち重要なもので文部科学大臣が指定したものの。</p> <p>3 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもののうち重要なもので文部科学大臣が指定したものの。</p> <p>4 重要な文化財とは、重要文化財、重要有形民族文化財及び史跡以外の文化財で、地方公共団体の区域内に存するもののうち当該地方公共団体が指定したものの。</p> <p>5 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、類ない国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したものの。</p>	<p>旧篠原家</p> <p>旧岡本家</p>	<p>1 本項の防火対象物は、建造物に限られるもので、建造物が土地に定着する工作物一般をいい、建築物、独立した門塀等が含まれるものであること。</p> <p>2 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が別表第1(17)項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、別表第1(17)項に掲げる防火対象物であるほか、令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分として取り扱う。 (平16.2.6消防予第23号)</p>
(18) 項	延長50m以上のアーケード	アーケードとは、日よけ、雨よけ等のため路面上に連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物の施設をいう。	オリオン通り	
(19) 項	市町村長の指定する山林			
(20) 項	総務省令で定める舟車	<p>1 舟とは、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項の規定を適用しない船舶等で総トン数5t以上の推進機関を有するものをいう。</p> <p>2 車両とは、鉄道営業法（明治33年法律第65号）軌道法（大正10年法律第76号）若しくは道路運送車両法（昭和26年法律第185号）又はこれらに基づく命令により消火器具を設置することとされる車両をいう。</p>		<p>1 船舶安全法第2条第1項の規定を適用しない船舶等とは次に掲げるものが該当する。</p> <p>(1) 船舶安全法第2条第2項に規定する船舶</p> <p>ア 災害発生時のみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの</p> <p>イ 係留中の船舶</p> <p>ウ 告示（昭和49年運輸省告示第353号）で定める水域のみを航行する船舶</p> <p>(2) 船舶安全法第32条に規定する船舶</p> <p>総トン数20トン未満の漁船で専ら本邦の海岸から20海里以内の海面又は内水面において従業するもの</p>

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(20) 項	総務省令で定める舟車			<p>2 鉄道営業法及び鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に基づく消火器並びに軌道法に基づく消火器具を設置しなければならないものは次に掲げるものが該当する。</p> <p>(1) 鉄道運転規則（昭和62年運輸省令第15号）第51条で定める機関車（蒸気機関車を除く。）、旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車</p> <p>(2) 新幹線鉄道運転規則（昭和39年運輸省令第71号）第43条で定める旅客用電車の客室又は通路及び運転室</p> <p>(3) 軌道運転規則（昭和29年運輸省令第22号）第37条で定める車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室</p> <p>3 道路運送車両法に基づく消火器具を設置しなければならない自動車は道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第47条で定める次に掲げるものが該当する。</p> <p>(1) 火薬類（火薬にあつては5kg、猟銃雷管にあつては2,000個、実包、信管又は火管にあつては200個をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(2) 危険物の規制に関する政令別表第3に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引車を除く。）</p> <p>(3) 道路運送車両の保安基準別表第1に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(4) 150kg以上の高压ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高压ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車</p> <p>(6) 放射性同位元素による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第18条の3第1項に規定する放射性輸送物（L型輸送物を除く。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）第18条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第3条に規定する核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）若しくは同令第8条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車</p>

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(20) 項	総務省令で定める舟車			両運搬規則(昭和53年運輸省令第72号)第19条の規定により運送する場合に使用する自動車 (7) 乗車定員11人以上の自動車 (8) 乗車定員11人以上の自動車をけん引するけん引自動車 (9) 幼児専用車